

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の骨子案に対するご意見と長野県人権政策審議会事務局の考え方

● 意見募集期間 令和8年1月30日 ～ 令和8年3月1日

● 意見の総数 20者 90件

※「ご意見の内容」を掲載するに当たり、事務局でご意見を要約しています。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
1	前文	「いわゆる人権三法」という表現について、条例化にあたっては当然に「いわゆる」といった表現はされないと思うが、「いわゆる」と呼べるほど一般に浸透している名称ではない。	いただいたご意見は前文の検討の参考とさせていただきます。
2	前文	前文には、国が差別を解消するための法整備を進めてきた事実として、「部落差別の解消推進に関する法律」などいわゆる人権三法が列挙されている。しかし、単なる国からの法整備の事実の列挙にとどまらず、長野県としても同法の趣旨を重く受け止め、「部落差別は断じて許されない」という確固たる認識のもと、長野県自身の責務として、差別の根絶に向けた不退転の決意を、より力強い言葉で前文に盛り込んでいただくよう求める。	いただいたご意見は前文の検討の参考とさせていただきます。
3	前文	前文の中で、コロナ感染症、SNSなどの問題が提起されている。 加えて、国籍や民族、障害、疾病についても喫緊の人権侵害についての課題であると思える。 人種・国籍・民族については、埼玉県のクルド人問題等、外国人にまつわる問題は、他県の問題ではなく国内どこでも起きうる問題である。 また、ここ1年で国際情勢は刻々と変わり、弱肉強食的な流れが世界的に加速している。さらに日本政治の様相も変化してきたばかり。今後、世界的にも国内でも排外主義が強まっていくことが容易に予想される。 一方、県内では農業、介護、サービス、工業など多くの分野で外国籍や在日外国人の方が活躍している。様々な人種の日本国籍を持つ方も生活している。 この条例は、今後長きにわたり効力を持つことを考えると、ぜひ前文で人種・国籍・民族についての言及をしていただきたい。	いただいたご意見は前文の検討の参考とさせていただきます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
4	第1条（目的）	<p>地方分権の観点から市町村の責務は条例で規律できないと解説にある。しかし、第6条において市町村との協働を明記しているため、「〜の責務や、市町村との協働関係を明らかにすると〜」とし、市町村も含めたオール長野で人権に取り組む姿勢を明記すべきではないか。</p> <p>また「事業者」とあるが、第8条等には「県内事業者」との表記も見受けられる。単なる表記ゆれか。</p>	<p>解説のとおり、市町村との協働は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）に従い、県の責務として規定するものです。</p> <p>第8条の県内事業者は、相談支援と救済申立てを利用することができる事業者を定義しているもので、第1条の事業者とは一致しません。</p>
5	第1条（目的）	<p>骨子案第30条第2号においてインターネット上の「同和地区」に関する識別情報の削除要請等に対する具体的な対策が規定されている以上、本条例が部落差別問題の解決を重要な柱の一つとしていることは明らかである。しかし、条例の根幹をなす第1条（目的）は、「人権がより尊重される社会の実現に寄与すること」という依然として包括的な記述にとどまっている。</p> <p>各論（第30条等）と総論（第1条）の整合性を図り、県が部落差別解消に向けて強い決意で臨む姿勢を県民に明確に示すためにも、第1条の目的に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」に取り組む旨を明記することを改めて強く求める。</p>	<p>いただいたご意見については条文検討の参考とさせていただきます。</p>
6	第2条（人権侵害行為等の禁止）	<p>「人権侵害行為等」とあるが「等」が曲解又は拡大解釈されないか。言動を含むから「等」を付けると解説にあるが、言動は当然に行為に含まれるものであり、わざわざ「等」で定義付けする必要がない。本条例に基づく施策に起因する人権侵害（人権侵害か判断できない行為や誤った事実認定に基づく是正要請等）を一部の県民は心配している。知事や人権オンブズパーソンによる暴走を心配する県民には「行為と言動をまとめたから等を付けた」と説明しても納得しないことも考えられる。誤解を防ぐためにも「人権侵害行為等」で定義付けするのではなく、言動、行為をまとめて「人権侵害行為」として定義付けすべきではないか。</p>	<p>第2条の「人権侵害行為等」は、第1号の「差別的取扱い又は差別的言動」と第2号の「他人の権利利益を侵害する行為」をあわせる用語として、定義し、広く人権侵害に当たる行為全般を含むように規定しています。</p> <p>知事や人権オンブズパーソンによる権限の濫用についてご懸念をいただきましたが、本制度では、第9条における申立て要件や、第22条に基づく調査手続の限定が設けられており、権限が無制限に行使される仕組みにはなっていません。知事が行う是正要請等についても、人権オンブズパーソンから実施を促す勧告があって初めて行うものであり、判断が単独で恣意的に行われることはありません。さらに、毎年度の実施状況を人権政策審議会へ報告し、公表することにより、制度運用の透明性を確保し、濫用が生じないように担保しています。</p>
7	第2条（人権侵害行為等の禁止）	<p>「その他の他人の権利利益を侵害する行為」とあるが、態様や内心、目的、故意・過失の有無、程度等を考慮せずに一切の権利利益侵害を人権侵害と定義付けするの</p>	<p>人権侵害行為等が差別する側から無意識に行われたり、差別とは思わないままなされることがあることを前提とすれば、外面的に判断することができない内心によらず、具体の事例の客観的な状況を踏まえて判断することが必要になります。</p>

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
8	第2条（人権侵害行為等の禁止）	<p>人権侵害行為等の禁止規定に、性的指向や性自認、アウトティングを具体的に取り上げているのがすばらしいと思う。</p> <p>しかし、アウトティング的な差別は、国籍や人種、障害や疾病などについても多くあり、深刻。当事者はあきらめを感じているか、しかたがないと人権侵害を意識していないケースもある。</p> <p>この問題について、教育等の対策を取らないと、やまゆり園の事件、コロナ下での問題、また表面に現れにくい多くの差別がなくなる。</p> <p>第2条第2項において、「アウトティング」の後に、人種国籍民族、障がい、病気等に関することを本人の同意なしに第三者に明かしてしまうこと、の内容を入れるよう要望する。</p>	<p>アウトティングの考え方についてはご指摘のとおりです。この点は人権政策審議会においても議論をしていただきましたが、広い定義をおくと、かえって分かりにくく啓発等を阻害する場合もある、一定の場合にプライバシーに属する事項が公益性の観点から公表されなければならない場合があるといったご意見があり、現在の記載としたものです。</p>
9	第2条（人権侵害行為等の禁止）	「被差別部落出身であること」が明記されていることについて評価したい。（同一意見2件）	条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。
10			
11	第4条（県民の責務）	「協力するよう努めなければならない。」とあるが、これは、第23条第2項にかかる人権オンブズパーソンからの求めへの協力も含まれるのか。人権オンブズパーソンの調査に強制力（又は協力への努力義務を課すことによる間接的な強制力）を持たせるという理解でよいか。	第4条第2項の規定は法的拘束力を持たない努力義務を定めるもので、第23条第2項は人権オンブズパーソンが調査への任意の協力を求めることができる旨の規定です。法令上、人権オンブズパーソンの調査に強制力を持たせることはできないと考えられます。
12	第5条（事業者の責務）	事業者とは県内事業者を指すのか。全国の事業者を対象とするのか。県内の支店や営業所も含むのか。また、解説に町内会やNPO等を含むとあるが、これらを列挙し、定義付けすべきではないか。	<p>第8条の県内事業者は、相談支援と救済申立てを利用することができる事業者を定義しているものですが、第5条の事業者は、県民の人権に影響を与えうる、より広い範囲の事業者をさすものです。</p> <p>なお、第5条は事業者の努力義務に係る規定であるため、条文における定義づけは必要ではないと考え、解説で説明することとしています。</p>
13	第5条（事業者の責務）	（県内）事業者に対し、人権オンブズパーソンによる調査への協力義務を課すという理解でよいか。	第5条の規定は法的拘束力を持たない努力義務を定めるもので、第23条第2項は人権オンブズパーソンが調査への任意の協力を求めることができる旨の規定です。法令上、人権オンブズパーソンの調査に強制力を持たせることはできないと考えられます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
14	第6条（市町村との協働）	趣旨・解説において市町村の責務を定めることができないとあるが、市町村（職員）を主体（行為者）とする人権侵害への対策はどのように規律されるのか。	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）に従い、県条例によって市町村に義務を課すことはできません。 また、県と市町村は対等の立場に立つ地方自治体であり、市町村（職員）による人権侵害への対応については、まずは各市町村が自らの権限と責任のもと、自律的に対応すべきものです。
15	第6条（市町村との協働）	条例制定により市町村に過度な事務負担が生じることのないよう、条例の運用にあたり丁寧な説明と意見聴取をお願いしたい。	条例の目的や考え方を周知し、必要な情報提供を行いながら取組を進めてまいります。
16	第7条（基本方針）	「施策の方向性」である両者を区別し、しかも（3）と（6）に離す必要があるのか。まとめられないか。	「（3）人権施策の方向性」は行政全体を貫く共通原則を、「（6）人権問題における分野別施策の方向性」は個別課題に応じた具体的方向性を示しており、性質の異なる内容であることから、別項目として整理しています。
17	第8条（相談支援体制）	相談窓口は、複雑化しないように周知すること。	本条例及び相談窓口の周知は重要です。支援を必要とされる方が相談につながるよう、分かりやすい広報と周知に取り組んでまいります。
18	第8条（相談支援体制）	相談支援体制については、窓口の開設だけでなく、チャット・メール・ビデオ通話によるオンライン相談チャンネルを24時間常設し、相談後に「対応予定日」等を自動通知するシステムの導入を検討してほしい。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。
19	第8条（相談支援体制）	「相談に応ずる者」に対する研修などが必要だが、無償のボランティア扱いにせず、相応の代価が支払われることを望む。	相談者が安心して相談できる環境づくりのために、県の機関及び県から委託する相談窓口について、県として研修の機会を提供することが必要と考えます。その際、市町村や民間の相談機関の皆様にも利用可能な研修等があれば、情報を共有するように努めてまいります。
20	第9条（救済の申立て）	第2項の「その他の関係者」とは誰か。規則等下位規定により定めるのか。それとも隣近所の友達の親戚といった赤の他人からの通報も受け入れるのか。虚偽申立ての抑止対策は制度上どのように講じられるのか。	「その他の関係者」とは、人権侵害行為等を受けた者と社会通念上の関連性が認められる者を指し、想定されるのは保護者・同居人・扶養義務者等が考えられ、申立ては本人の意思に反しないことが原則です。 虚偽申立てについては、調査等により、事実関係が確認できない場合には、調査を中止又は打ち切りとする仕組みを規定しています。
21	第9条（救済の申立て）	第2項と第4項で代理人が申し立てできる旨の記載が重複していないか。	ご指摘の部分は異なる申立方法を規定したもので、第9条第2項は本人からの委任はなくても、申立てができる場合であり、第4項は本人が選任した代理人に委任して申立てる場合です。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
22	第9条（救済の申立て）	国や地方公共団体の職員からの人権侵害事案は多数存在すると思われ、単に行政不服審査制度が利用できるからという理由だけで対象から除外すべきではないと考える。申立人が不服申立てや苦情以外の方法で救済を望むのであれば、その希望に沿うべきではないか。迅速かつ簡易的な方法で救済するのが条例の趣旨ではないか。公務員の職務執行だから裁判所で行政訴訟等ができる、というだけで門前払いするのは冷たすぎる。	法的な強制力を持たない本条例の救済制度を利用することで、かえって終局的な解決が遠のくことがあってはならないと考えます。行政不服審査法、行政事件訴訟法などの法律で整備され、強制的な解決も可能な制度を利用できる場合には、申立人の利益のために確実な手段をとるべきであるという整理のもと、対象外としています。
23	第9条（救済の申立て）	重複する条例に関する申し立てをすることができないようにしている理由が趣旨・解説を読んでも納得できない。加害者や被害者が若年層の場合、複数の条例に違反する事例が発生する可能性があると思う。そのような場合に、あえて片方の条例でのみ判断することは、当事者のためにならないのではないかと考える。	当事者にとっては最も効果的な方法で救済が図られることが大切です。本条例は、本県の包括的な人権条例であり、条例の中では人権問題に関する「一般法」としての位置づけとなります。このため個別の分野について規定している各条例とは「一般法」と「特別法」の関係に立ち、「特別法」にあたる個別分野の条例による手続が優先的に適用されることとなります。
24	第9条（救済の申立て）	現行の個別条例で申立てが可能な事項を本条例の救済対象から除外するとの趣旨は理解するが、申立ての段階で、当事者が最適な法的根拠を選択することは必ずしも容易ではない。特に、いじめ事案におけるインターネット上の書き込みなど、複数の条例にまたがる可能性が高いケースも想定される。 人権侵害に直面している方が、窓口のたらい回し等によって二次的な被害感を抱くことのないよう、申立て窓口においては、関係部局間での紹介・連携（リファラル）を含む柔軟な運用をお願いしたいと考える。	申立人の利益のために、事案に応じてより適切な解決手段の選択を促すものであり、申立人の希望や事情を丁寧に確認した上で対応します。
25	第9条（救済の申立て）	趣旨・解説15ページに事案によっては申立人の希望に反して受付を拒否し、法務省の人権侵犯事件の手続の利用を助言することもあるとあるが、第一義的に申立人の希望を尊重すべきと考える。人権オンブズパーソンによるたらい回し、職務放棄になりかねないか。	趣旨・解説の該当部分には「～～～事案によって法務省の人権侵犯事件の調査処理手続を利用の方が申立人にとって有利であると人権オンブズパーソンが判断することがあれば、申立てを受け付けず法務省の人権侵犯事件の調査処理手続を利用するよう助言することもあり得ます。」と記載しているとおり、申立人の利益のために、事案に応じてより適切な解決手段の選択を促すものであり、申立人の希望や事情を丁寧に確認した上で対応します。
26	第9条（救済の申立て）	第5項第1号に「人権侵害行為等を行った者」とあるが、第27条1項には「相手方」との表記も見受けられる。単なる表記ゆれと考えるが、「申立人」、「人権侵害行為等を行った者」、「相手方」、「関係者」、「関係人」、「調査の対象とした者」といった字句の整理、定義を行うべきではないか。	いただいたご意見については条文検討の参考とさせていただきます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
27	第11条（人権侵害行為等の是正要請）	知事からの求めに対する報告には義務が生じるのか。また、報告がされなかった場合、罰則があるのか。報告の目的は何か。例えば報告がされなかった場合で、再度の報告の求めがあり、それでも報告がされなかった場合にはどのような措置がなされるのか。もし、報告の懈怠に対して何かしらの罰則を科さないのであれば、報告を求めること自体が無意味ではないか。	本条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共有することにより、人権が尊重される社会の実現を目指すものであり、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図るものではないため、罰則規定は設けておりません。 報告が行われない場合には、再度の照会などを行うことが想定されます。なお、知事への報告は、事案を適切な改善につなげるための実効的な仕組みとして機能するものです。
28	第11条（人権侵害行為等の是正要請）	要請に応えない場合には罰則があるのか。罰則がないのであれば、要請は無意味ではないか。	本条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共有することにより、人権が尊重される社会の実現を目指すものであり、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図るものではないため、罰則規定は設けておりません。
29	第11条（人権侵害行為等の是正要請）	調査が不十分であったり、人権侵害の事実が明確でなかった場合には、どのように措置されるのか。調査が中止され、又は打切りとなるだけか。	十分な調査ができず事実が確認されない場合は、調査を中止又は打切りとし、その旨を申立人と調査を受けた者に通知し、手続を終了します。
30	第12条（人権侵害情報等の削除要請等）	第1項に「削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報」とあるが、迅速な対応を担保する意味でも、「削除の要請及び国その他の関係機関に対する通報」とし、知事による削除要請は必須的対応とすべきではないか。	「削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報」としている趣旨は、必要性に応じて最も適切な手段を選択できるようにしているものです。 なお、地方自治法138条の4第3項において、附属機関は「執行機関の附属機関」とされ、その役割は調査・審議・意見提出などと位置づけられているため、人権オンブズパーソン（附属機関）が行う勧告について、執行機関（知事）に対し法的拘束力をもって措置を義務づける規定を設けることはできません。このため、第10条第3項において勧告の尊重を規定することで実効性を担保しています。
31	第12条（人権侵害情報等の削除要請等）	第4項に「必要に応じて適切な時期に確認する」とあるが、非常に抽象的な規定である。確認して削除されていない場合は、どうするのか。再度の要請を行うのか。再度の要請を行わないのであれば、確認しても無意味ではないか。	削除のためには一定の期間を要するものであり、この期間を一般的に定めることは、かえって運用を困難にします。確認の結果、削除されていない場合には、その理由等を把握した上で、是正に向けた措置の検討等を行うことを想定しています。
32	第13条（意見表明）	「必要な場合には是正要請又は削除要請の相手方に対し意見を表明することができる。」とあるが、措置に対するフィードバックがされているかの意見表明を「できる」とするのは消極的でもあり、相手方にも礼を失するのではないか。自らの行為が他者の人権を侵害し、その態度を改めた者が、その是正を報告したのだから、「相手方が望まない場合を除き～～～意見を表明しなければならない」とすべきと考える。	意見表明は、是正要請に対する対応状況が不十分であると知事が判断する場合に、公正かつ中立な立場である人権オンブズパーソンから意見を聴いた上で行うものであり、事案の性質や相手方の対応状況に応じて柔軟に対応できるよう、「できる」としています。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
33	第14条（是正要請、削除要請及び意見表明の尊重）	第11条第1項の「是正その他必要な措置を講ずるよう要請すること」は、行政法規上どのような性質を有するのか。解説では「行政指導の一種」という説明がされている。一方、第14条では強制力を有することを規定しているのではない、とあるが、「尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならない」という表現は非常に厳粛かつ抽象的であり重たく感じる。特に要請に納得しない相手方に対し一方的に「尊重」しろ”というのは反発を招き、人権擁護意識の醸成という観点から逆効果とならないか。	本条例に基づく人権侵害からの救済手段は行政指導であり、ご指摘の第14条の規定は、強制を規定するものではありませんが、人権オンブズパーソンが調査を踏まえ専門的かつ中立的に判断した内容は、尊重されるべきものであることを示しています。判断の重みを示しつつ、適切な対応を促す仕組みとして運用することを想定しています。
34	第15条（公表及び報告）	第1項に「秘密を除いて」とあるが、どの程度まで公表するのか。個人情報はもちろん、行為者や場所等がどの程度まで特定できる内容を公表するのか。解説の内容は明瞭ではなく、プライバシーの保護に厳に留意されたい。 また、制裁ではない、と解説にあるが、一般的には公表の方法や内容によっては当然に制裁の一つと捉えられる。併せて県民の不安を煽らないよう留意されたい。	県の行為には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第38号）が適用になりますので、プライバシーが保護されることは当然です。 なお、公表は制裁を目的とするものではなく、制度の理解促進や再発防止のためのものです。県民に過度な不安を与えないよう、公表内容・方法ともに慎重に配慮して運用してまいります。
35	第18条（人権オンブズパーソン の組織等）	「人権オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く・・・」 「人格が高潔で」の意味が分からない。この部分は不要と考える。 (同一意見4件)	「人格が高潔」とは、用語としては人がらに問題がないという意味ですが、その人の経歴や実績などを客観的・総合的に評価するための文言として、例えば、地方自治法の選挙管理委員（同法第182条）や監査委員（同第196条）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育長（同法第4条）など、多くの法令や他の自治体のオンブズマン制度を規定する条例などにおいて、一般的に用いられている表現です。
36			
37			
38			
39	第18条（人権オンブズパーソン の組織等）	人権オンブズパーソンになるべき人物像が弁護士を想定されているようだが、なり手は充分にいるのか。そうでない場合、教育をする予定はあるのか。	人権オンブズパーソンについて、弁護士に限定して選任する制度ではなく、人権問題に関し識見のある方から選任する仕組みとしています。
40	第19条（事務局）	第1項に「人権オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く」とある点については、方針決定と救済の主体があくまでも人権オンブズパーソンであることが実質的に担保される運用が重要。事務局が相談を受け付けたものの、人権オンブズパーソンに付託されないまま事務局内で処理・終了し、年数回の審議会における事後報告のみとなるような運用では、深刻な人権侵害を見逃すおそれがある。 そのため、一定の基準を満たす事案については、原則として人権オンブズパーソンに直接付託するなど、独立性と実効性が確保される仕組みを検討してほしい。	申立ての受付、調査の実施、救済手段の実施などの判断は人権オンブズパーソンが対応するものであり、事務局が単独で申立てに対応するものではありません。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
41	第22条（調査）	調査の中止、打ち切りの要件はあるか。どのような場合に調査を中断するのか。嫌がらせで申立てがされ、事実無根であったことが調査で判明した場合、「中止しました」で相手方は納得するのか。少なくとも、人権侵害でない、又は分からなかった場合には、当該事実を伝え、相手方に落ち度がなかったことを伝えるべきではないか。	調査の結果、当該申立てが人権侵害行為等に該当しないと人権オンブズパーソンが判断した場合のほか、人権侵害行為として疑わしいときにも事実が確認できない場合は、調査を中止又は打ち切ります。その際、相手方への調査を行っていた場合には、相手方にもその理由をお伝えします。
42	第23条（調査の方法）	調査方法や内容、関係者の選定等は下位規定に詳細を定めるのか。協力依頼に対する対応義務はあるのか。調査不協力の場合はどうなるのか。任意的な調査であるならば、まじめに時間や労力を使って協力した者が損するだけではないか。	法令上、人権オンブズパーソンの調査に強制力を持たせることはできないと考えられます。適切な事実確認と公正な判断を行うためには、調査への関係者の理解と協力が重要であることから、可能な限り協力を得られるよう丁寧に働きかけることを想定しています。なお、調査の方法は、運用指針等において定める予定です。
43	第24条（是正勧告後の措置）	趣旨・解説には「人権オンブズパーソンが、県の機関に対して是正勧告した場合に」とあるが、骨子案では単に「是正勧告を行ったときは、」と規定しており、県の機関に対する是正勧告と読み取れない。第24条第1項の記載を「第10条第4項の規定に基づき是正勧告を行ったときは、」に修正すべきと考える。	第10条第4項において「人権オンブズパーソンは、人権侵害行為等に県の機関が関係していると認めるときは、関係する県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう直接勧告すること（以下「是正勧告」という。）ができる。」として置換えを規定した上で、第24条において「是正勧告」と記載しています。
44	第28条（人権教育及び人権啓発）	第2条第1号の禁止事項に「被差別部落の出身であること」が含まれ、第30条第2号でインターネット上の同和地区に関する識別情報への対処が規定された。なぜ特定の地域情報を暴くことが差別になるのか、なぜそれが許されないのかを県民が深く理解するためには、第28条第1項に記載されている単なる「正しい知識の普及」だけでは不十分と考える。 差別の背景にある歴史的経緯や社会構造を学ぶことこそが、偏見の解消と再発防止の鍵となる。したがって、第28条第1項には「人権に関する正しい知識の普及」に加え、「本県における人権問題の歴史的経緯の学習」等の文言を追記し、歴史的背景を踏まえた教育・啓発の必要性を明確に規定することを要望する。	いただいたご意見については条文検討の参考とさせていただくとともに、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
45	第28条（人権教育及び人権啓発）	啓発活動については、条例の内容をよりわかりやすくするため、用語に注釈をつけること。身近な事例（SNSの書き込み例、窓口での暴言例）を加え、禁止行為が一目で分かるように工夫されることを求める。事案によっては、ハラメントと関連する内容になるため、パワハラ・セクハラ・カスハラ等の具体的事例も併せて掲載されることを要望する。	条例制定後の運用等において十分に考慮するとともに、条例で禁止する人権侵害行為等について、県民への分かりやすい周知に努めます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
46	第28条（人権教育及び人権啓発）	県立高校だけでなく、各市町村にある認定こども園、小中学校でも年齢に応じた内容の人権教育が施されるように準備されることを期待する。子供達はあっという間に成長するため、人権教育は改めて重要になってくると思う。子供も大人も飽き飽きするくらい目にしたり触れる機会があると良いと思う。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。
47	第29条（市町村、関係団体等からの意見の聴取）	市町村や他機関等との連携が円滑に行われるよう、課題整理と協議を継続してほしい。	関係者間での課題整理や協議を継続しながら、連携がより一層円滑に図られるよう、取組を進めてまいります。
48	第29条（市町村、関係団体等からの意見の聴取）	県民意識調査の実施は「5年毎」のように、定期的の実施すると明記すべきだと考える。（同一意見4件）	県民意識調査は、実施時期を定めず人権施策の検討の必要に応じて行うべきものと考えます。
49			
50			
51			
52	第29条（市町村、関係団体等からの意見の聴取）	県民意識調査を実施することは良いこと考える。（同一意見4件）	条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。
53			
54			
55			
56	第29条（市町村、関係団体等からの意見の聴取）	実態調査については触れられていないが、実態調査は差別撤廃の1丁目1番地、実態調査を入れるべきだと考える。（同一意見4件）	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。なお、部落差別の実態調査については、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）第6条において、国が地方公共団体の協力を得て行うと規定されており、これに応じる形で実施することを想定しております。
57			
58			
59			
60	第30条（インターネット上の誹謗中傷等の防止）	インターネット上の誹謗中傷などは迅速な対応が求められることが想定されるが可能なのか。	インターネット上の誹謗中傷等には迅速な対応が必要であり、本条例に基づく人権侵害からの救済手段のほか、外部手続の活用も併せて助言することで、迅速な対応につなげてまいります。
61	第30条（インターネット上の誹謗中傷等の防止）	「同和地区による識別情報」の削除要請を規定したことを評価したい。	条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
62	第30条（インターネット上の誹謗中傷等の防止）	ECサイトやプラットフォーム事業者に対し、「人権侵害通報窓口設置」や「対応結果の年次報告」を実施するよう求め、重大事案への対応を検討すること。また、県でも是正要請等への実施状況だけでなく、事業者の誠実対応をより明確に担保すること。	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号、情報流通プラットフォーム対処法）には、県がプラットフォーム事業者に対して窓口の設置や報告を求める権限は規定されていません。そこで骨子案は法律の範囲内で可能な方策をとるという方針で策定し、人権オンブズパーソンからの勧告に基づき事業者に削除要請をする規定を設けております。ご意見も踏まえ、事業者の対応が図られるように、条例制定後の運用において十分に考慮してまいります。
63	第31条（災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等）	2行目の「緊急事態発生時における人権侵害行為等を助長し」は「風説の流布」にかかる言葉なのか。 そうであれば、この条文は「風説の流布の防止のための対策その他必要な対策を講ずる」ということだけなのか。 前半に「人権侵害行為等を防止し」という文言があるが、述語にはなっていない。 災害などの実際の現場では、女性や障がい者、性自認、疾病などに関する人権侵害が起こる可能性が十分に考えられ、豪雨災害などの災害が頻繁に起きようになった近年、その対策は待ったなしである。 実際私が住む場所でも、災害組織作りで危うい状況が現にある。 条例があれば、例えば、災害対策組織の中に女性や障害を持つ人を入れるなどの対策が少なくとも進んでいくと期待できる。 「人権侵害防止のための対策を講じる」ことをしっかりと条文に入れてほしい。	いただいたご意見については条文検討の参考とさせていただくとともに、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
64	第31条（災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等）	避難所立ち上げ時などに、人権侵害行為を防止する観点でなるべく多様な視点から避難所を設置するよう、防災委員などを多様な方々で構成することを期待する。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。
65	第31条（災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等）	消費者向けリーフレット・動画で「SNS 利用時の注意」「災害時の悪質商法対策」をまとめ、公共施設や県公式 SNS と連携してオンラインで幅広く配布・配信してほしい。特に災害時には、被災地に24 時間対応の「緊急消費者相談窓口」を設置し、不当価格表示や悪質商法を即時通報・是正できる仕組みと、市町村共同の「災害時消費者ガイドライン」を作成・周知されることを希望する。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
66	第32条（長野県人権政策審議会）	人権政策審議会は10名で構成されるとのことだが、ジェンダー平等の観点から男女比を等しくすることも必要だと思う。男女比についての規定を文言として盛り込む予定があるか、どの程度の割合を想定されているかを教えてほしい。	人権政策審議会の委員構成について、ジェンダー平等の観点から男女比に配慮すべきのご意見は、県としても重要な視点と認識しています。 県では「県の審議会等委員の女性割合の維持」を掲げ、目標値を「40%～60%内」としており、この目標を踏まえた人選に努めてまいります。
67	その他、条例全般に関する事	人権オンブズパーソン制度の設置には率直に賛成であり、条文も評価できる。是非設置して欲しいと思う。	条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。
68	その他、条例全般に関する事	第8条～第27条（人権侵害からの救済体制）を盛り込んだことを評価したい。当該救済体制が県民生活の人権侵害行為からの救済や抑止等に寄与するよう共に取り組みたい。	条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。
69	その他、条例全般に関する事	人権オンブズパーソンによる調査で人権を侵害された者はどのように救済されるのか。また、人権オンブズパーソンによる救済措置に納得できない者はどのように不服申立てを行うのか。	人権オンブズパーソンによる調査は、任意に受けていただくことが前提です。 また、調査その他の手続には法定な強制力が伴わないため、行政不服審査法は適用されず、特段の不服申立ての方法はありません。調査の過程で相手方が不利益を受けたと感じる場合には調査手法の見直しや補足説明を行うなど、ご理解いただけるよう対応する運用としてまいります。
70	その他、条例全般に関する事	人権尊重のための社会づくりとして、県は重要な責務の1つに「人権教育及び人権啓発」と謳ってはいるが、具体的に何をすることが明確ではない。人権の柱として「からだやこころの健康を守る教育（包括的性教育の取り組み）」に関しての文言が1つもない。 あらゆる分野で、ジェンダー平等の実現やジェンダーギャップ解消のためには、包括的性教育の取り組みは欠かせないものである。全ての子どもたちが、取り残されない教育に向けて、ぜひ具体的な内容を可視化して取り組むべきである。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。
71	その他、条例全般に関する事	令和8年2月2日から緊急避妊薬の処方箋なしでの薬局販売（OTC化）がスタートするが、県として全ての人への情報発信を、働きかけて欲しいと思う。 取り扱いの薬局は県内でも拡大傾向ではあるが、情報を知らない人が多い。又地域格差も大きい。 面前服用を条件としているが、ジェンダー不平等である事を認識してもらい、日本だけが面前服用である条件を見直して欲しいと思う。WHOは事前供給が出来る事を推奨している。 何よりアクセスが悪い。女性だけが困難な状況を強いられ、女性が管理された条件を当然としている社会を、ジェンダー主流化として良いのか。県としての対応を強くお願いしたいと思う。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
72	その他、条例全般に関すること	悪質な人権侵害については、罰則を設けて抑止すべき。	本条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共有することにより、人権が尊重される社会の実現を目指すものであり、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図るものではないため、罰則規定は設けておりません。
73	その他、条例全般に関すること	人権侵害行為を禁止しているのは良いが、人権侵害行為があったときにそれを罰する規定がないとあまり意味がないのではと思う。どのように規定するのか難しいと思うが、「然るべき罰を受ける。」と記載するだけでも違うのではと思う。長野県としては人権侵害を許さないのだ、という強いメッセージを発信してほしい。	本条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共有することにより、人権が尊重される社会の実現を目指すものであり、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図るものではないため、罰則規定は設けておりません。
74	第22条（調査）	新聞社やテレビ局、各種メディアも調査対象者になり得るか。例えば、取材の仕方や報道の内容、テレビ番組等で人権侵害の表現がされたり、メディアスクラムといった重大な人権侵害の事象があった場合、長野県として人権侵害の有無を調査してくれるのか。	報道機関であっても調査対象になり得ますが、ご指摘のような事態においては、放送法（昭和25年法律第132号）などの法令に従った手続がまず行われるべきであり、メディアの重要性を踏まえ全国共通の考え方に基づいて一義的に国において適正が図られるべきものと考えられます。
75	その他、条例全般に関すること	長野県の救済措置として、人権侵害をした者に対し、申立人への謝罪を勧めたり、被害者との仲直りを仲介することができるのか。	是正の要請の内容として、当事者同士の融和を図る方策なども想定されます。強制をすることはできませんが、調査等の手続の中で人権侵害行為等を行った者の理解が得られることがあれば、望ましいことと考えます。
76	第23条（調査の方法）	いじめによる人権侵害の場合、いじめをした児童や生徒に対しどのように調査するのか。こども本人に聴取するのか、それとも保護者か。	いじめによる人権侵害事案について、人権オンブズパーソンが調査を行う場合は、調査の方法は事案に応じて慎重に判断されます。 なお、第9条第5項第6号の規定により、原則としていじめ、体罰等による子どもに対する人権侵害については「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の規定に基づく救済制度が優先され、本条例に基づく救済申立ての対象外となります。
77	その他、条例全般に関すること	「是正要請」について、人権侵害行為を注意するほかに、仲介役として仲直りさせたり、謝罪や遺憾の意を代わりに伝えてあげたり、県が間に入って今後の見守り体制を整えたり、人権に関する研修を実施して啓発をしたり、ポスターやリーフレットを配布し、掲示して、地域全体に周知したり、様々な方策が考えられる。 また、人権侵害行為は、一方的な故意や悪意に基づくものでない場合の方が圧倒的に多く、中には善意でした行為が人権侵害となってしまう場合もあると考える。上から一方的に「要請」するのみではなく、申立人や相手方、その周囲の人々にとってどのような「是正」の道があるか丁寧に検討し、警察のような取締りや裁判所のような法律関係の確定だけではない、人々の心に響く是正の方策を見つけてほしい。	いただいたご意見については施策検討及び制度運用の参考とさせていただきます。 人権侵害行為等の是正は、当事者の状況に応じた柔軟で丁寧な対応が重要だと認識しており、当事者にとって望ましい形での是正につながる方法を検討し、制度を適切に運用してまいります。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
78	その他、条例全般に関する事	<p>原案では、調査・是正勧告・公表といった大まかな流れは示されているものの、相手方や関係人に対する告知の方法や期限、反論や意見提出の具体的な機会や手続、資料閲覧の範囲、反論がどのように判断に反映されるかといった点が明文化されておらず、公表内容に対する再検討の仕組みも示されていないため、相手方の予見可能性や手続保障が十分とはいえないのではないかという懸念がある。</p> <p>こうした手続が曖昧なままでは、意見・論評が問題となる事案で反論の機会が不十分だと争われる可能性や、取消訴訟・国家賠償請求につながるリスクも指摘される。さらに、公表内容の記載範囲や匿名化の基準も示されていないため、手続の透明性が担保されず、不意打ち的な公表になるおそれが残るという問題意識がある。</p>	<p>救済手続に係る調査、是正勧告その他の手続はすべて任意のもので、強制力を伴う不利益処分に当たるものではありません。しかしながら適正手続保障に配慮し、人権オンブズパーソンの行う調査の中で、人権侵害行為等を行ったとされる者にどのような行為が人権侵害として問題であるかを伝え、弁明を聞く機会（告知聴聞の機会）を確保することで、不意打ち的な手続にならないよう配慮しています。さらに、是正要請等の結果について個人情報伏せて行う公表についても、人権侵害行為等を行った者に対して意見を述べる機会を与えることとしております（骨子案第15条第2項）。</p> <p>また、調査、是正要請等は、行政指導であるため、行政不服審査法は適用にならず、法に基づく不服申立ての方法はありませんが、もし、人権侵害行為等を行ったとされる者が不利益を受けたと感じる場合には、調査の過程等で説明を行うなどして理解に努めます。</p> <p>なお、詳細は運用指針などにおいて定めてまいります。</p>
79	その他、条例全般に関する事	<p>関係者の定義が曖昧で、人選リスクを制度的に抑え切れていない。これでは特定の団体関係者や政治思想を持つ者がオンブズマンや審査会に就任し偏る。</p>	<p>人権オンブズパーソンの委嘱に当たっては、第21条において議員など政治的影響力の強い立場の者や県と特別な利害関係を有する企業や団体の役員との兼職を禁止しています。</p> <p>なお、長野県人権政策審議会委員の委嘱は現在設置根拠としている「長野県附属機関条例」と同等の規定を設け、引き続き関係団体等に委員候補者の推薦を依頼するなどして適切な選任に努めてまいります。</p>
80	その他、条例全般に関する事	<p>この条文に強く賛同する。最近他県では、男子中高生による女子中高生への人権侵害（猥褻動画を撮らせて拡散したり、入浴を覗くなど）が多発している。彼らがこのような犯罪行為を気軽に（おそらくは友人間複数人のノリで）起こしてしまう背景の一つに、女性はそうに扱って良いものと思っている、女性の人権を軽視していることがあると思う。このような事件を野放しにしたり、過ちを犯した男子学生を放っておけば、女性の人権が軽視されたままになる。私は息子も娘もいる母親なので、息子が加害者にならぬよう、娘が被害者にならぬよう（もちろん逆もですが）この条文を私本人がきちんと理解し、言動を伴えるようにしたいと思う。</p>	<p>いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
81	その他、条例全般に関する事	<p>相談者が相談することがトリガーなので、条例の存在と相談窓口の周知が大事。</p>	<p>本条例及び相談窓口の周知は極めて重要です。支援を必要とされる方が相談につながるよう、分かりやすい広報と周知に取り組んでまいります。</p>

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
82	その他、条例全般に関すること	本条例が「理念条例」として位置付けられていること、また既存の個別条例において具体的な施策を講じていくという考えについては理解している。その上で、本条例の理念を実効化するために、今後策定される基本方針や行動計画等において、予防的施策やケアラー支援の視点を明確に位置付けていただくことを要望する。	条例は、人権尊重の理念を県民と共有するとともに、人権救済に係る仕組みを組み込んだ実効性のある条例を目指しています。 人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
83	その他、条例全般に関すること	人権オンブズパーソン制度や相談支援体制に相応の分量が割かれている。人権オンブズパーソン制度や相談支援体制の充実、人権侵害が発生した後の救済として重要である一方で、実効的な人権保障のためには、早期の予防的介入が不可欠。虐待、ハラスメント、いじめなどは、多くが初期段階での予防的な取り組みにより防止可能であり、本条例においても、その考え方をより明確に位置付けていただきたいと考える。具体的には、第28条、第29条に規定されている教育・啓発・調査を、「人権侵害の予防」を目的とした体系的な施策として位置づけ、例えば以下のような内容を基本方針等に盛り込んでいただくことを期待する。 ・学校、福祉施設、医療機関、労働現場、地域等における継続的な人権教育・研修の実施と、その効果検証 ・子ども、障がい者、高齢者など権利擁護が必要な方に対する通報・相談体制の整備と利用促進 ・虐待、ハラスメント等が発生しやすい場面における事前の人権アセスメントの実施 これらを通じて、事後救済とあわせ、予防と早期対応を重視した人権保障体系が構築されることを願っている。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
84	その他、条例全般に関すること	県が「個別の条例等において対応する」とされている既存の条例（子ども支援条例、障がい者共生条例、高齢者福祉条例等）を拝見すると、「ケア責任を担う人々」の人権尊重の視点が相対的に薄いと感じられる。ケアを受ける人と同様に、ケアを担う人の尊厳をどう守るかという観点を、今後の見直しや改定の際には、ぜひ明確に位置付けてほしいと思う。	人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
85	その他、条例全般に関する事	<p>「包括的な人権尊重」という本条例の理念に照らすと、既存条例とは別に、ケアラーを対象とした包括的な条例の制定が望まれます。本条例に基づく基本方針策定後の具体的な展開として、「長野県ケアラー支援条例（仮称）」の検討・制定スケジュールを明示していただくことを提案いたします。その理由として、以下のような実態と制度動向があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県ヤングケアラー実態調査では、小学生11.6%、中学生6.3%、高校生2.5%、大学生・短大生2.7%（過去にいた5.3%）がヤングケアラーに該当するとされています。 ・介護を理由とする離職者は、全国で毎年約9万人とされており、働きながら家族をケアする人々への支援が喫緊の課題です。 ・医療的ケア児や障がいのある家族を支える親・きょうだいなど、ケアラーが就労や学業の継続に困難を抱えるケースが多く報告されています。 ・国においても、「改正子ども・若者育成支援推進法」（令和6年6月）におけるヤングケアラーの定義、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年施行）など、ケアラー支援の制度化が進みつつあります。 ・他府県・市町村でもケアラー支援条例の制定が広がっており、長野県としても本条例の理念に沿ったケアラー支援の体系化が期待されます。 <p>これらを踏まえると、本条例が「包括的な人権尊重条例」として実効性を発揮するためには、①予防的施策の明確化、②既存個別条例におけるケアラー視点の反映、③ケアラー支援を体系化する新たな条例検討、の3点が重要であると考えます。</p>	<p>人権政策の基本条例であるため、条例は原則を定めるものです。いただいたご意見については、各分野の具体的施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
86	その他、条例全般に関する事	<p>全体的には、「人権オンブズパーソン」を設置したところなどが、実効性があり、とてもよいと感じた。</p> <p>長野県の人権条例が、他県の前例がなくても「将来を大局的に見据えた先進的な条例」になることを期待する。</p>	<p>条例制定後の運用等を含め、あらゆる人権課題に対応する取組を進めてまいります。</p>

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
87	その他、条例全般に関する事	条例において3年に1回程度の見直し規定を盛り込んで欲しいと思う。人権をめぐる問題は、刻一刻と状況が変わってくるからである。常に最新の動きを察知して運用できる条例にしてほしいと思う。	<p>条例の改正時期について特定の期限を設けていない点については、条例が人権尊重という普遍的な理念を定めるものであり、県の人権施策の基礎となる性質を持つため、条例の安定性を損なうおそれがあることから、見直す仕組みを設けなかったものです。</p> <p>人権尊重や人権侵害行為等の禁止といった理念は、社会の状況が変化しても揺らぐことのない普遍的なものであり、容易に改正できる制度とすることは、逆に理念の重みや安定的な施策推進を弱める可能性があります。</p> <p>一方で、制度の運用については必要に応じて見直しを検討するとともに、具体的な施策については、社会情勢の変化に応じて柔軟な対応が求められることがあるため、基本方針や個別施策の中で随時見直し・改善を行う仕組みを通じて、変化に対応できる運用を確保してまいります。</p>
88	その他、条例全般に関する事	<p>この条例が制定されることはとても意義がある。審議委員や担当部署の努力を強く感じる。しかし、使用されることがないことが「良いこと」とも思う。</p> <p>条例改正についての期日が見られない。期限を切って検討することでなく、人権に対する認識などはとても早く変化している。その為にも、随時に検討・変更することと考える。</p>	<p>条例の改正時期について特定の期限を設けていない点については、条例が人権尊重という普遍的な理念を定めるものであり、県の人権施策の基礎となる性質を持つため、条例の安定性を損なうおそれがあることから、見直す仕組みを設けなかったものです。</p> <p>人権尊重や人権侵害行為等の禁止といった理念は、社会の状況が変化しても揺らぐことのない普遍的なものであり、容易に改正できる制度とすることは、逆に理念の重みや安定的な施策推進を弱める可能性があります。</p> <p>一方で、制度の運用については必要に応じて見直しを検討するとともに、具体的な施策については、社会情勢の変化に応じて柔軟な対応が求められることがあるため、基本方針や個別施策の中で随時見直し・改善を行う仕組みを通じて、変化に対応できる運用を確保してまいります。</p>
89	その他、条例全般に関する事	<p>地区の常会において、本人の許可なく常会長が組長候補として氏名を提出し、その後、個人情報本人の許可なく使用された。</p> <p>個人情報の取扱いについては、より細心の注意を払うべきであると考えます。</p>	<p>個人情報の保護はプライバシー権等に関わる重要な人権課題ですが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い対応されるべきものです。ご意見については関係する市町村に条例の定めがある場合もありますので、まずは、市町村にお問い合わせください。</p>

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する長野県人権政策審議会事務局の考え方
90	その他、条例全般に関する事	<p>人権施策では子ども・障害者・外国にルーツのある人を排除しないために多様な伝達方法や言語・形式が必要であり、子どもには年齢相応の意見表明権、障害者には当事者参加とアクセシビリティ、外国ルーツの人には確実な多言語情報提供が求められる一方、人権は国家が保障すべき個人の権利として国際人権規約などを基準に理解されるべきにもかかわらず、日本は条約水準に合致しない法体系や施策が多く、技能実習制度、難民認定、ヘイトスピーチ、女性・障害者・子どもの権利などに深刻な課題があり、国内人権機関や個人通報制度も未整備で国際社会から改善を求められているうえ、長野県でも行政による差別的施策や子どもの権利軽視、外国人労働者への違法行為が多数指摘される中、提案された県条例骨子案は国際基準や国内課題の反映が不十分で人権の範囲を狭く捉えており、人権政策審議会がこれら根本的論点を議論していないこと自体が重大な問題である。</p>	<p>いただいたご意見については施策検討及び制度運用の参考とさせていただきます。</p>